

○道路境界標の設置及び管理保全に関する要綱

〔昭和53年 9月 1日〕
〔建設局長決裁〕

最近改正 令和6年 3月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本要綱は、本市が維持管理する道路敷地の境界に設置する「道路境界標」の設置及び管理保全について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 道路境界標は、札幌市公有財産規則 第14条 により道路敷地境界に設置するものとする。

(定義)

第3条 道路境界標は道路付属物として取扱うものとする。

第2章 道路境界標の設置

(適用範囲)

第4条 この要綱は、次の各号に掲げる事業又は工事等に適用する。なお、用地測量を伴わないものは除く。

- (1) 道路法に基づき、札幌市が行う道路の新設又は改築の工事。
- (2) 都市計画法第11条第1項の第1号及び第8号から第10号に係る都市計画事業。(街路事業及び都市施設内の道路)
- (3) 次の各号に定める事業のうち、本市へ引継がれる道路敷地及びその予定地。
 - ・都市計画法第12条第1項の各号に掲げる事業。(土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業等)
 - ・都市計画法第29条に規定する開発行為。
 - ・土地改良法に基づく土地改良事業。
 - ・その他の事由により、道路管理者へ引継がれるもの。
- (4) 本市道路敷地の維持管理に必要となるもの。
- (5) その他の事業であっても、事業のなかに道路境界標の設置を含むもの。

(設置義務)

第5条 道路管理者は、前条第4号により道路境界標を設置しなければならない。

また、本市が行う道路の新設又は拡幅工事の場合は、当該事業において埋設するものとする。

2 公共又は民間施工による工事を行う者(以下「事業者」という。)は、前条の第3号及び

第5号に定める工事又は事業において、将来、道路管理者へ引継ぐための道路を新設する場合は、道路境界標を設置しなければならない。

(設置費用の負担)

第6条 前条第1項により道路境界標を設置するために要する費用は、本市が負担する。

2 前条第2項により道路境界標を設置するために要する費用は、事業者が負担する。

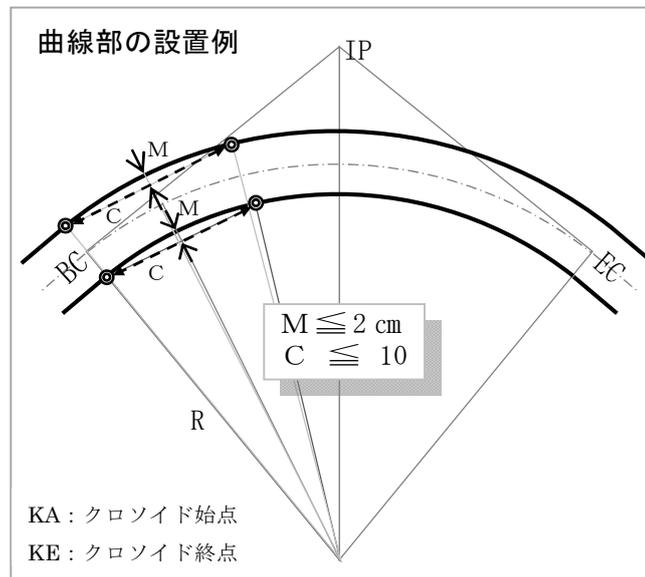
(設置基準)

第7条 道路境界標は、本市が維持管理する道路敷地境界を明示する箇所に設置するものとする。

2 道路敷地境界の直線区間が100mを超え、かつ道路管理者が道路管理上必要であると判断した場合は、中間杭を設置することができる。

3 道路曲線部の境界線が曲線である場合は、曲線の始点(BC・KA)及び終点(EC・KE)に対応する境界点に設置するものとし、曲線区間については、2点間を結ぶ弦長が10mを超えないように設置すること。

ただし、2点間を結ぶ境界線(弧)と直線(弦)の開き(中央縦距)が2cmを超えないよう設置すること。



4 道路境界標の材料及び埋設方

法は、仕様書及び作業要領(第8条参照)により新たな材料で設置することを標準とするが、道路管理者が認めたものに限り、現場状況に合った材料及び方法で設置することができる。

5 道路境界標を設置する者は、事前に関係地権者の承諾を得て埋設しなければならない。

(測量の方法)

第8条 道路境界標を埋設するための測量は、次の規程とする。

(1) 札幌市公共測量作業規程

(2) 札幌市公共測量仕様書

(3) 札幌市公共測量作業要領

(4) その他、道路管理者及び管理測量課(以下「担当課」という。)の指示事項

2 座標値は、世界測地系に基づく平面直角座標系(XII系)によるものとする。

ただし、当該路線が旧(日本)測地系で管理され、部分的に埋設する場合は、既設道路境界標の測地系に合わせるか、国土地理院の変換プログラム(TKY2JGD)を用いて変換した座標値を併記することができる。

(成果等の引継ぎ)

第9条 この要綱により境界標を設置した場合は、「測量資料の収集及び管理に関する要綱」に基づき関係図書を添えて担当課へ引継ぐものとする。

第3章 道路境界標の管理保全

(道路境界標の補修義務)

第10条 道路境界標を損壊した者（以下「原因者」という。）は、直ちに道路管理者へ申し出るとともに、その指示を受けて速やかに復元しなければならない。

2 原因者が特定できない場合、又は損壊の原因が不明なものについて、道路管理者は復元に伴う事務を担当課へ依頼することができる。（別表1参照）

(道路境界標の一時撤去)

第11条 本市が行う事業等により道路境界標を一時撤去する必要がある工事発注課は、管理測量課長へ道路境界標一時撤去願（様式1）を提出し、承認を得なければならない。

2 前項以外の工事により、道路境界標を一時撤去する必要がある者は、市長へ道路境界標一時撤去願（様式1）を提出し、承認を得なければならない。

(道路境界標の復元)

第12条 本市が行う事業等により道路境界標を復元するための測量は、作業規定に定める「復元測量」の方法で行うものとする。

2 前条第2項により道路境界標を復元する者は、当該道路境界標と関連する境界標との距離及び道路幅員等を点検し、異常がなければ現位置に復元することができる。

また、点検した結果異常が認められる場合は、担当課の指示する位置に復元すること。

3 道路境界標の復元作業は、測量士又は測量士補の資格を有するものに実施させなければならない。ただし、担当課の指示する手順に従って復元する場合はこの限りでない。

(復元の報告)

第13条 第11条第1項により承認を受け道路境界標を復元したものは、管理測量課長へ測量の内容及び精度を確認できる成果を添えて、復元報告書（様式2）を提出しなければならない。

2 第11条第2項により承認を受け道路境界標を復元したものは、市長へ測量の内容及び精度を確認できる成果を添えて、復元報告書（様式2）を提出しなければならない。

(一時撤去・復元費用の負担)

第14条 道路境界標の一時撤去又は復元に要する一切の費用は、工事発注課又は事業者（原因者）の負担とする。

(引照測量の方法)

第15条 本市が行う工事等により道路境界標を一時撤去する場合は、事前に周囲の境界標との位置関係に異常が無いことを確認し、4級以上の基準点から現位置での座標値を取得することを原則とする。

ただし、その他の工事で担当課が極めて小規模であると認め、担当課の指示する手順に従って行う場合は、付近の恒久物からの距離又は引照杭で控えを取る方法で実施することがで

きる。

(復元測量の方法)

第16条 本市が行う事業等により道路境界標を復元する場合は、当該境界標について引照測量を行った基準点から復元することを標準とする。

2 引照測量を行った基準点が亡失した場合、又は異なる基準点から復元する場合は、当該境界標の成果に基づく「間接復元法」で復元することを標準とするが、次の各号の理由について担当課が認め、周囲の境界標との位置関係及び道路幅員に異常が無い場合は、担当課の指示する方法に従って復元することができる。

(1) 道路境界標は設置されているものの、公共座標に基づく測量成果(座標値)がない場合。

(2) 現存する境界標の損傷が著しく、本市が設置した道路境界標であることが確認できない場合。

(3) 工事等の規模が極めて小規模である場合。

(一時撤去及び復元の確認)

第17条 道路境界標の一時撤去又は復元を行う者は、関係する隣接土地所有者の立会確認について、書面をもって行わなければならない。

(境界問題の対応)

第18条 本要綱によって設置及び復元した道路境界標に起因して境界問題等が発生し、当該境界標が原因であることが明確な場合は、事業完了引継ぎ後であっても工事発注課又は事業が一切の処理に対応しなければならない。

2 境界問題等の原因が不明確な場合は、道路管理者において処理するものとする。

ただし、処理中に原因が明確となった場合は、前項と同じ取扱いとする。

(その他)

第19条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、そのつど建設局長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式1

第 号
年(年) 月 日

申請人が、本市工事発注課の場合は管理
測量課長宛、それ以外は札幌市長宛 宛

(申請者)

道路境界標の一時撤去願い

下記のとおり道路境界標を一時撤去したいので承認願います。なお、復元は工事完了後責任をもって実施いたします。

記

施工場所	札幌市 区 番地
工事名	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで
撤去本数	本
施工業者	(工事) 担当者: TEL
	(測量) 担当者: TEL
監督員	(所属) 担当者: TEL
添付書類	

道路境界標の一時撤去承認書

上記道路境界標の一時撤去は、下記条件を付して承認します。

- ① 工事の進捗に合わせ、適切に復元すること。
- ② 復元に際しては、隣接する土地所有者から書面により確認を得ること。
- ③ 復元完了後は、速やかに管理測量課へ復元報告書を提出すること。
- ④ 『道路境界標の設置及び管理保全に関する要綱』を厳守すること。

承認番号：札幌管測承認第 号

年(年) 月 日

札幌市長 (又は管理測量課長)

様式2

第 号
年(年) 月 日

申請人が、本市工事発注課の場合は管理
測量課長宛、それ以外は札幌市長宛 宛

(申請者)

道路境界標の復元報告書

先の.....工事により一時撤去した道路境界標について、下記のとおり復元しましたので報告いたします。

記

承認番号	札幌管測承認 第 号 (年 月 日)
施工場所	札幌市 区 番地
工事名	
復元本数	本
添付書類	

道路境界標の復元完了通知

上記の道路境界標の復元は、完了したことを認めます。

承認番号：札幌管測承認第 号
年(年) 月 日
札幌市長 (又は管理測量課長)

